

ご注意ください！

「ガスの点検」などと偽って 代金を不当請求する事象が多発しています。

京葉ガス（京葉ガスサービスショップ、京葉ガスグループ会社を含む）とはまったく関係のない者が、「京葉ガス」などと名乗り、点検費用や警報器の設置費用を不当に請求する事象が多発しています。当社では被害を未然に防ぐため、お客さまへの注意を呼びかけています。

京葉ガスでは、ガスを安心してご使用いただくためにガス事業法に基づき3年に1度、ガスもれ検査やガス機器調査を行っています。京葉ガスから委託を受けた株式会社ケイハイ(京葉ガスグループ)の係員が訪問し作業を行いますが、検査・調査の際、お客さまから費用をいただくことはありません。この時、安全面から都市ガス警報器の取付けをおすすめすることはありますが、強制的に設置することはありません。

また、毎月のガス料金は「口座引落とし」「クレジットカード払い」「振込用紙」によるお支払いであり、当社から集金に伺うことはありません。

しかしながら昨年以降、ガスの点検費用や警報器の取付け費用、ガス料金などを不当に請求され、被害にあわれるケースが多数報告されています。

＜不当請求の主な手口＞

- 「京葉ガス」「ガス関連団体を連想させる名称」を名乗って点検に伺い、点検費用や不適切な警報器を設置して代金を請求する
- 「京葉ガス」を名乗ってガス料金を請求する

当社ではホームページ上やチラシの配布などにより、こうした行為に対して注意を呼びかけています。また、担当係員がお客さま宅を訪問させていただく場合は必ず身分証明書を携帯し、お求めによりいつでもご提示させていただくことにしています。

不審な訪問を受けた場合は、身分証明書の提示をお求めいただき、ご不明な点につきましては、「京葉ガスお客さまコールセンター」までお問い合わせいただくようご案内しています。

【京葉ガスお客さまコールセンター】

TEL：松戸047-361-0211

電話受付時間／月～土曜日 9：00～19：00 休業日／日曜日、祝日、年末年始等

